日本医学会

臨床研究法の施行等に関する Q&A について (その5) (周知依頼)

平素より、本会の事業推進にご協力を賜りまして、誠にありがとうございます.

さて、平成 30 年 10 月 16 日付にて、厚生労働省医政局研究開発振興課より、別添の通り、臨床研究法の施行等に関する $\mathbf{Q\&A}$ について(その 5)の周知依頼がありましたので、貴学会の会員各位に周知の程よろしくお願いします。

また、関連URLは下記の通りです.

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000163417.html

詳細は,厚生労働省医政局研究開発振興課(電話:03-5253-1111 内線 4157)担当の塩野氏にお問い合わせ下さいますようお願い申し上げます.

日本医学会 電話: 03-3946-2121 (内線 4260)

(担当:髙橋)